

東かがわ市規則第18号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則（平成15年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>あつては、年額150万円以上）</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第25条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路、通勤方法若しくは給与条例第13条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合</u></p> <p>2 任命権者は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示又は第29条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p>	<p>(扶養手当の支給)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定による認定をすることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第25条 職員は、新たに給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、その通勤の実情を通勤届（様式第3号）により速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合</u></p> <p>2 任命権者は、職員から前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第28条 給与条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第29条第2号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等通用期間が支給単位期間（給与条例第13条第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>（自動車等使用者の支給額）</p>	<p>第28条 給与条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等通用期間が支給単位期間（給与条例第13条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第28条の2 給与条例第13条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 片道5キロメートル未満 2,700円</p> <p>(2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 5,500円</p> <p>(3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 8,300円</p> <p>(4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 11,100円</p> <p>(5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,900円</p> <p>(6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,700円</p> <p>(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,500円</p> <p>(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,300円</p> <p>(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,100円</p> <p>(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 27,900円</p> <p>(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 30,700円</p> <p>(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 33,500円</p> <p>(13) 片道60キロメートル以上 36,300円</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p>	<p>（併用者の区分及び支給額）</p>
<p>第29条 略</p>	<p>第29条 給与条例第13条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当として支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（<u>駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）</u>にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）<u>同条第2項第1号に定める額</u></p> <p>(3) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（<u>駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額</u>）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）<u>同条第2項第2号に定める額（駐車場等の要件）</u></p>	<p>職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当として支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）<u>同項第1号に定める額</u></p> <p>(3) 給与条例第13条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）<u>同項第2号に定める額</u></p>
<p><u>第29条の2 給与条例第13条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</u></p> <p>(1) <u>勤務公署の周辺又は第25条第2項の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。</u></p> <p>(2) <u>職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。</u></p> <p>(3) <u>その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。</u></p>	

改正後	改正前
<p>2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。</p> <p>(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)</p>	
<p>第29条の3 給与条例第13条第3項の規則で定める職員は、香川県等への派遣により高松市内に勤務する職員(第29条第2号に掲げる職員を除く。)以外の職員とする。</p> <p>(駐車場等に係る通勤手当の額)</p>	
<p>第29条の4 給与条例第13条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。</p> <p>(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額</p> <p>イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額</p> <p>(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</p>	
<p>第29条の5 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第13条第4項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>第29条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第13条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) 略</p> <p>第31条の2 給与条例第13条第5項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定されること。</u></p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>第31条の2 給与条例第13条第4項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定されること。</u></p>
<p>(3)・(4) 略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第13条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>3 給与条例第13条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>3 給与条例第13条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。</p>
<p>第31条の3 給与条例第13条第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>	<p>第31条の3 給与条例第13条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p>
<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正後											
様式第1号 (第14条関係) 扶養親族届											
主管理員印		東かがわ市長 殿									
東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則第14条の規定に基づき届け出ます。											
年 月 日 受理											
主たる届出事由				届出年月日		決定事項					
<input type="checkbox"/> 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 扶養親族の減少又は消滅				所 属		配偶者の有無		有・無		処理 <input type="checkbox"/>	
今回届出に係る扶養親族				職 氏 名		扶 養 親 族 数				金 額	
氏名	続柄	年齢	生年月日	既・既/理	年収額	異動年月日	異動理由	1	2	人	円
								2	3	人	円
								3	4	人	円
								4		人	円
								特定期間にある子(16歳から22歳)		人	円
				計						人	円
現在手当支給の対象となっている親族				【記入上の注意】							
氏名	続柄	年齢	生年月日	1 「主たる届出事由」欄には、主たる届出の事由によって該当欄に○印を付する。 2 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 3 「異動事由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職、22歳到達等その具体的な理由を記入する。 4 添付する証明書は、原則として、官公署発行のものとし、実情に応じて変更することがある。 5 受理年月日及び受付料等は、認定書において記入する。							
				手当異動日付		年 月 日					
				上記のとおり決定する。							
				総務課長		シール・サイン		担当			

改正前											
様式第1号 (第14条関係) 扶養親族届											
主管理員印		東かがわ市長 殿									
東かがわ市一般職の職員の給与に関する規則第14条の規定に基づき届け出ます。											
年 月 日 受理											
主たる届出事由				届出年月日		決定事項					
<input type="checkbox"/> 扶養親族の発生又は増加 (配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 扶養親族の減少又は消滅 <input type="checkbox"/> 扶養親族でない配偶者の消滅 (年 月 日消滅) <input type="checkbox"/> 扶養親族でない配偶者の発生 (年 月 日発生)				所 属		配偶者の有無		有・無		処理 <input type="checkbox"/>	
今回届出に係る扶養親族				職 氏 名		扶 養 親 族 数				金 額	
氏名	続柄	年齢	生年月日	既・既/理	年収額	異動年月日	異動理由	1	2	人	円
								2	3	人	円
								3	4	人	円
								4		人	円
								特定期間にある子(16歳から22歳)		人	円
				計						人	円
現在手当支給の対象となっている親族				【記入上の注意】							
氏名	続柄	年齢	生年月日	1 「主たる届出事由」欄には、主たる届出の事由によって該当欄に○印を付する。 2 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 3 「異動事由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職、22歳到達等その具体的な理由を記入する。 4 添付する証明書は、原則として、官公署発行のものとし、実情に応じて変更することがある。 5 受理年月日及び受付料等は、認定書において記入する。							
				手当異動日付		年 月 日					
				上記のとおり決定する。							
				総務課長		シール・サイン		担当			

改正後									
様式第3号 (第25条関係) 通 勤 届									
主査署名印		東かがわ市長 殿							
		東かがわ市一般職の職員の特例に関する規則第25条の規定に基づき、通勤の実務を届け出ます。							
		年 月 日 受理							
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 (異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 通勤等の負担額の変更		左記事実発生日 年 月 日		所 属 所在地 職 氏 名 住 所		決定事項 通勤距離 <input type="checkbox"/> 2km～5km未満 <input type="checkbox"/> 6km～10km未満 <input type="checkbox"/> 10km～15km未満 <input type="checkbox"/> 15km～20km未満 <input type="checkbox"/> 20km～25km未満 <input type="checkbox"/> 25km～30km未満 <input type="checkbox"/> 30km～35km未満 <input type="checkbox"/> 35km～40km未満 <input type="checkbox"/> 40km～45km未満 <input type="checkbox"/> 45km～50km未満 <input type="checkbox"/> 50km～55km未満 <input type="checkbox"/> 55km～60km未満 <input type="checkbox"/> 60km以上 通勤手段 <input type="checkbox"/> 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 身体障害者			
期数	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗の乗車券等の種類	備考		
1		住所から () まで	. km	:					
2		住所から () まで	. km	:					
3		住所から () まで	. km	:					
4		住所から () まで	. km	:					
合 計			. km	:				円	
通勤経路の経路 (経路番号)				【記入上の注意】 1 この経路には、通行している道路の名称のみを記入し、幹線的な経路は記入しない。 2 主たる届出理由欄には、通勤経路の主たる経路について、V印を付す。 3 通勤方法の別の欄には、通勤の経路に付いた、徒歩、自転車、電車等の区分を記入する。 4 交通機関を利用する場合は、定期券等の号しを添付する。 5 受理年月日及び支給料が、規定額に達して記入する。		支給の経路等 年 月 日			
				申請理由		その他		別添書類	
				上記のとおり決定する。		特 長		アサインター 担当	
【派遣者 (両市区内勤務者) に限る】									
駐 在 者 出 勤 者	利用する	算出の基礎となる駐車場等		1 毎月当たりの駐車場等の利用料金の和	1 毎月当たりの平均通勤所要距離 (規則第29条の4第1号ウの場合)				
		駐車場等の利用形態	駐車場等の料金	相当する額	備考 (同乗券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等)				
	1								
	2								
	3								
1 毎月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額					駐車場等の所在場所	決定事項 (手当額の決定)	規則第29条の4 <input type="checkbox"/> 第1号ア <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第1号ウ (1 毎月当たりの平均通勤所要距離 回) <input type="checkbox"/> 第2号		
駐車場等に係る通勤手当の額 (上限5,000円)									

改正前									
様式第3号 (第25条関係) 通 勤 届									
主査署名印		東かがわ市長 殿							
		東かがわ市一般職の職員の特例に関する規則第25条の規定に基づき、通勤の実務を届け出ます。							
		年 月 日 受理							
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 (異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 通勤等の負担額の変更		左記事実発生日 年 月 日		所 属 所在地 職 氏 名 住 所		決定事項 通勤距離 <input type="checkbox"/> 2km～5km未満 <input type="checkbox"/> 6km～10km未満 <input type="checkbox"/> 10km～15km未満 <input type="checkbox"/> 15km～20km未満 <input type="checkbox"/> 20km～25km未満 <input type="checkbox"/> 25km～30km未満 <input type="checkbox"/> 30km～35km未満 <input type="checkbox"/> 35km～40km未満 <input type="checkbox"/> 40km～45km未満 <input type="checkbox"/> 45km～50km未満 <input type="checkbox"/> 50km～55km未満 <input type="checkbox"/> 55km～60km未満 <input type="checkbox"/> 60km以上 通勤手段 <input type="checkbox"/> 交通機関利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用 <input type="checkbox"/> 身体障害者			
期数	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左乗の乗車券等の種類	備考		
1		住所から () まで	. km	:					
2		住所から () まで	. km	:					
3		住所から () まで	. km	:					
4		住所から () まで	. km	:					
合 計			. km	:				円	
通勤経路の経路 (経路番号)				【記入上の注意】 1 この経路には、通行している道路の名称のみを記入し、幹線的な経路は記入しない。 2 主たる届出理由欄には、通勤経路の主たる経路について、V印を付す。 3 通勤方法の別の欄には、通勤の経路に付いた、徒歩、自転車、電車等の区分を記入する。 4 交通機関を利用する場合は、定期券等の号しを添付する。 5 受理年月日及び支給料が、規定額に達して記入する。		支給の経路等 年 月 日			
				申請理由		その他		別添書類	
				上記のとおり決定する。		特 長		アサインター 担当	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。